

船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和5年5月3日 12時20分ごろ
発生場所	三重県志摩市麦崎南南東方沖 麦崎灯台から真方位151°2.5海里付近 （概位 北緯34°12.6' 東経136°52.3'）
インシデントの概要	プレジャーボートゆうり丸は、北西進中、船外機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年5月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ゆうり丸、5トン未満（長さ8.05m） 260-29144三重、ニコニコ運送有限会社 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力147.10kW、回転数 毎分6,000、4気筒、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不 詳、平成3年10月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、三重県鳥羽市浦村港を出港し、同市石鏡漁港^{いじか}東方沖において釣りを行ったが釣果がなかったため、釣り場を移動することとした。 本船は、予定していなかった遠方の志摩市南方沖の釣り場に向けて航行を開始し、志摩市安乗^{あのり}崎東方沖で予備の燃料油約20ℓを補給したのち、麦崎南南東方沖を北西進中、徐々に速力が落ちて船外機が停止した。 船長は、燃料タンクの燃料油がなくなっていることを認め、118番通報を行い、本船は来援した巡視艇に給油してもらい志摩市波切港に入港した。 船長は、出航前に容量約120～150ℓの燃料タンクに約50～60ℓの燃料油が入っていることを確認し、予備の燃料タンクに約20ℓの燃料油を携行していた。 船長は、出航する前に石鏡漁港東方沖の釣り場を往復する分には十分な燃料油があると思っていた。 船長は、石鏡漁港東方沖の釣り場から移動する際、志摩市南方沖の釣り場に行っても、残っている燃料油で往復できると思っていた。

	船長は、志摩市南方沖の釣り場に向かう際、燃料油の残量を確認せず、志摩市南方沖の釣り場に行って浦村港に戻るのに必要となる燃料油の量を把握していなかった。 本船は、航行中、燃料計の針が下がってしまい、残量が確認できない不具合があった。
分析	本船は、当初予定していなかった志摩市南方沖の釣り場に向けて北西進中、船長が、同釣り場に行って帰航するまでに必要となる燃料油量を把握していないまま航行を続けたことから、燃料油が欠乏して船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、当初予定していなかった志摩市南方沖の釣り場に向けて北西進中、船長が、同釣り場に行って帰航するまでに必要となる燃料油量を把握していないまま航行を続けたため、燃料油が欠乏して船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、航行に必要な燃料油の量を確認し、必要な燃料油が搭載されていることを確認すること。 ・ 船長は、燃料油の残量を正確に把握するため、燃料計が正常に作動することを確認し、必要に応じて整備しておくこと。